ICT 教育の推進について

学校教育課

1 目指す姿

- ○学校や家庭で1人1台の学習用端末など ICT を有効に活用し、「分かりやすい授業」や、「主体的・対話的で深い学び」を実践し、これからの時代に求められる資質・能力の育成や学力の向上を図る
- ○新型コロナウイルスによる休校時等においても、子どもたちとのつながりや学びを保証する

【新学習指導要領における位置づけ】

- ・情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づける
- ・情報活用能力など社会の変化に対応するための子どもたちの力を育むため、情報教育及び教科指導での ICT 活用について充実を図る

【飯田市教育振興基本計画での位置づけ】

・「地育力による未来をひらく心豊かな人づくり」の実現に向け、学力の保証・向上や、人間関係づくりなど全ての教育活動にICTを活用していく

【学習のイメージ】

学校での授業

○電子黒板等を活用した分かりやすい授業

- ・子供たちの興味関心を高める授業
- ・分かりやすく大きく映す、音声や動画を活用

○学習用端末等を活用した協働的な学び

- ・自分の考えや意見を積極的に発信
- ・様々な意見に触れ、議論し、思考や理解を深める

○学習用端末等を活用した個に寄り添った指導

- ・教科により個々の習熟の程度に応じた学習を進める
- ・個々の理解や関心を把握し、授業を組み立てる







- ○休校時等におけるオンライン による学活や授業
- ○不登校児童生徒等の学習支援

2 目指す姿の実現に向けた取組

※ICT 教育の目指す姿の実現に向け、ICT 教育環境を整備しつつ教育委員会、学校、保護者、専門機関が連携しながら、以下の取組を推進する

(1) ICT 教育環境の整備

- ○日常的に ICT を活用した教育活動が実践できるよう、環境整備を計画的に推進する (主な取組)
 - ・電子黒板の導入:全普通教室、特別支援学級に導入済み、令和3年度は特別教室に導入予定
 - ・学習用端末の導入:児童生徒1人1台の学習用端末を導入済み
 - ・学校の通信環境整備:学校ネットワークの高速化(10Gbps)、無線 LAN 化を完了
 - ・デジタル教科書の導入:小中全学年に指導者用デジタル教科書(5教科)を導入済み

(2) ICT 教育推進委員会の設置

○教育委員会、学校、専門機関により新たに「ICT 教育推進委員会」を設置し、飯田市の ICT 教育全般に関する方向性、実態把握、分析評価、改善に向け検討し、効果的な教育活動につなげる

(3) 情報モラル教育推進委員会の設置

○教育委員会、学校、専門機関により新たに「情報モラル教育推進委員会」を設置し、情報モラル教育に 関する現状や課題の把握、情報モラル教育の進め方等について検討し、効果的な教育につなげる

(4) 教員の指導力向上

○信州大学教育学部など専門機関と連携し、学習用端末などを効果的に活用した教育活動が実践できるよう、教員を対象にした研修会(ICT活用中核教員研修)各校における校内研修等を実施、継続する

(令和3年度の研修計画)

- ・対象者: すべての学級担任・授業担当者
- 到達目標

目標1:緊急時に備えてZoom、Meet等のビデオアプリを用いて、オンラインの学活ができる

目標2:Google Workspace、Classroom等を用いて課題の作成・配布・回収・評価・返却ができる

目標3:Google Workspace、Classroom等を用いて、リアルタイムで話題を共有しながら話し合いを 進めることができる

・手法:信州大学教育学部による各校の中核教員を対象にした遠隔教員研修会の実施、及び中核教員による 校内研修の実施 (中核教員対象の研修会は、令和3年7月29日、11月12日を予定)

(5) インターネット利用におけるリスクへの対応

- ○インターネットの不適切なアクセスの防止
 - ・フィルタリング機能を継続的に強化し、児童生徒の有害サイト等へのアクセスを制限
- ○児童生徒の不適切なやり取りへの対応
 - ・メールやmeet など教員が把握できないコミュニケーションツールを制限し、Google Classroom 等の安全な学習ツールを活用する

(6) 情報モラル教育の推進

○児童生徒のインターネットの適切な利用や著作権への適切な対応に向け、学校における日常的な指導や専門 家による全小中学校児童生徒及び教職員を対象にした学習会を実施する

(令和3年度の教育計画)

- ・専門家による児童生徒、教職員を対象にしたインターネットの適切な利用等に関する学習会を、全小中学 校が1学期中に実施(小学校は低学年、高学年別に実施)
- ○各校で学習用端末の使用に関するルールづくりを徹底するとともに、保護者との共有、連携を図る

(7) 保護者との連携

○児童生徒が、学習用端末を適切に活用した学習が行えるよう、各校で策定した学習用端末の使用に関するルールを保護者とも共有するとともに、端末の使用や管理等について連携を図る